

令和4年第2回三島町議会臨時会会議録

招集年月日 令和4年4月22日
招集の場所 三島町役場議場
開 会 令和4年4月26日 午前10時00分 議長宣告
応 招 議 員 8名
1番 矢 澤 昇 2番 二 瓶辰右エ門 3番 五十嵐 健 二
5番 長谷川 清 雄 6番 二 瓶 俊 浩 7番 菅 家 三 吉
8番 大 竹 克 昌 9番 青 木 喜 章
不応招議員 なし
出 席 議 員 8名
1番 矢 澤 昇 2番 二 瓶辰右エ門 3番 五十嵐 健 二
5番 長谷川 清 雄 6番 二 瓶 俊 浩 7番 菅 家 三 吉
8番 大 竹 克 昌 9番 青 木 喜 章
欠 席 議 員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	矢 澤 源 成	副町長	小 堀 庄太郎
教育長	山 口 浩	参事兼総務課長	鈴 木 庄 蔵
参事兼地域政策課長	小 柴 謙	町民課長	板 橋 淳 也
産業建設課長	渡 邊 浩	生涯学習課長	菅 家 直 人
会計管理者	森 田 勝	総務係長	大 竹 重一郎

会議に職務のため、出席した者の職氏名

議会事務局長	小 松 昭
--------	-------

町長提出議案

議案第28号 専決処分承認を求めるについて

議案第29号 工事請負契約の締結について

議案第30号 財産の取得について

議案第31号 財産の取得について

開会 午前10時00分

議事日程 議長は別紙のとおり議事日程を配付した
会議録署名議員を次のとおり指名した

会議録署名議員 1番 矢澤 昇 2番 二瓶辰右エ門

議 事 の 経 過

◎開会及び開議

○議長 おはようございます。定刻でございます。

全議員の出席を認めます。

ただいまから令和4年第2回三島町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

○議長 日程第1、会議録署名議員の指名でございますが、会議規則第125条の規定により、議長より指名いたします。

1 番矢澤昇君、2 番、二瓶辰右エ門君の両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日間に決定いたしました。

◎町長の挨拶並びに提案理由の説明

○議長 日程第3、町長の挨拶並びに提案理由の説明を受けます。

町長。

○町長 令和4年第2回三島町議会臨時会を開催するに当たり、議員各位のご出席を賜り開会できますことに敬意と感謝を表するものであります。

この冬の豪雪も、あっという間に雪解けが進み、大林ふるさとの山のカタクリと桜の花が一斉に開花しました。

さて、新型コロナウイルス感染症は、依然として新規感染者数は多く、まだまだ予断を許さない状況であります。県は、感染拡大防止重点対策を5月15日まで延長しており、当町においては3回目のワクチン接種が進み、12歳以上の96%が完了しております。また、5歳から11歳までの1回目は、12%の方が接種しております。住民の皆さんには、引き続き日頃からの感染症対策の徹底をお願いするものであります。

ロシアによるウクライナへの軍事進攻は、長期化の様子を呈しており、エネルギーや原材料費の高騰により世界中に影響が生じております。一日も早い終結を願うものであります。

それでは、本臨時会にご提案を申し上げました議案についてご説明を申し上げます。

議案第28号は専決処分承認を求めるについてであります。地方自治法第179条第1項の規定による専決処分で、同法第3項の規定により承認を求めるものであります。専決処分の内容は、三島町税条例の一部を改正する条例で、地方税法等の改正による関連条項の改正であり、4月1日に施行によるものであります。

議案第29号は工事請負契約の締結についてであります。去る4月21日に入札しました滝原ごみ最終処分場恒久対策工事の予定価格が5,000万円を超えたことから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき、ご審議を願うものであります。

議案第30号、31号は財産の取得についてであります。こちら、4月21日に入札しましたマイクロバス25人乗り及び小型除雪車1.5メートル級ロータリー車の予定価格がそれぞれ700万円を超えたことから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき、ご審議を願うものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長をもってご説明を申し上げますので、何とぞよろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げ、ご挨拶並びに提案理由の説明といたします。よろしく申し上げます。

◎議案第28号の審議（説明・質疑・討論・採決）

- 議長 日程第4、議案第28号、専決処分承認を求めるについて、三島町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。町民課長。

（町民課長、議案書により説明）

- 議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

五十嵐健二君。

- 3番 質問というよりも確認なんですけれども、先ほどの18条の4、これDVに関する条例というのは、新旧対照表のほうの新しいほうの括弧書き、これがDVに関する、ここで説明しているやつなわけですよ。その辺ちょっと確認です。質問ではなく。

- 議長 町民課長。

- 町民課長 今ほど3番議員のおっしゃるとおりでございます。この新旧の新しいところの382の4に関する規定のものについてというところが、DV被害者等の住所を公開されるというところになります。この大本というのは新不動産登記法第119条の4から反映されておりまして、実際具体的に言いますと、登記をかける法務局等でDVの被害の状況が分かるものについて、その登記書の中に記載されてきて、その特記された事項について、うちのほうで証明書を出すときにそのような手続を取るといような手段の形になると思います。

- 議長 ほかに質疑ありませんか。

二瓶辰右エ門君。

- 2番 結構、広範囲に条例が影響を及ぼすのは幾つかあるかと思うんだけど、総合課税と分離課税は、結構、広範囲に影響を及ぼすと思うんだよね。それは、資料ナンバー1の（2）の個人町民税のAで、総合課税は分離課税を確定申告書の記載によってのみ適用するというふうになっているんだけど、これもうちちょっと詳しく教えてくれる。

- 議長 町民課長。

- 町民課長 今回の、この個人町民税の法律改正の主な、簡単に一言で言いますと、確定申告書の様式が今年度から変わるという形になります。（「今年度から」の声あり）次から、

この法律から。つまり、それぞれ分離課税、総合課税でそれぞれ様式が別でありまして、その都度申告書の様式を変えて申告提出をしなければならなかったものを、今回の方式改正で確定申告書という普通の確定申告書のみで、株式譲渡の損失ですとか、そういったものも全て確定申告書のみで課税というか申告することができるというのが、大きな今回の改正の内容でございます。よって、今回詳しく書いてあるのは、いろいろ申告書が何枚かあるものについて、確定申告書という1つのものについて、全て分離課税とか総合譲渡の株式とかというのも申告することができますよという内容でございます。

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 それは、「できますよ」なのかい。それ、例えば総合課税または分離課税を確定申告書の記載によってのみ適用するということだから、それしか、それに限られているというふうにししか読めないんだけど、そういうことなの。

○議長 町民課長。

○町民課長 確定申告書と住民税の申告書という町でやる住民税の申告書というのがあったり（「所得税と住民税違うんだ」の声あり）そうです。あるので、それを確定申告書の申告書で一本でやるよと。だから、住民税の申告書じゃなくて確定申告書のみで申告で行えますよという形のやり方、考えです。なので、所得税に合わせるということで法律改正をしているという形になります。

○議長 ほかに質疑ありませんか。（「分かったような、分からないような」「もう一つ」の声あり）

二瓶辰右エ門君。

○2番 同じ説明書のほうの裏のかなんだけど、多分、アとは直接は関係ないんだけど、個人住民税において云々となっているよね。それは、令和6年度分以降の個人住民税について適用するものとするということになっているから、令和6年度まで保留期間があるということなんだけど、そのときに、個人住民税特定配当、株式譲渡所得、益だねこれ、の課税方式を所得税と一致させ、この、みんな一致させるということだから、分離課税で税金を払っていたものについても、これで一本化して今まで分離課税で課税されていた税も一本化して、6年度からはやるよということなんですか、これ。何か違うかな、認識が。

○議長 町民課長。

○町民課長 今の質問について、辰右エ門議員のおっしゃるとおりの内容でございます。（「それを令和6年からやるということ」の声あり）はい。ただ、その経過措置において住民税と経過措置の間の差が生じる場所が出てくる可能性があるんですが、その分については国のほうで、その分の不足は措置するという形での法律改正の内容になっています。あくまでも、今、辰右エ門さん言ったとおり、6年度分からそのように一本化という形で行うという形になります。

○議長 ほかに質疑ありませんか。

（質疑なし）

○議長 質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なし)

○議長 討論を終わります。

これより議案第28号、専決処分承認を求めるについて、三島町税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号は、原案のとおり承認されました。

◎議案第29号の審議(説明・質疑・討論・採決)

○議長 日程第5、議案第29号、工事請負契約の締結について、滝原ごみ最終処分場恒久対策工事を議題といたします。

説明を求めます。町民課長。

(町民課長、議案書により説明)

○議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なし)

○議長 質疑なしと認めます。討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

○議長 討論を終わります。

これより、議案第29号、工事請負契約の締結について、滝原ごみ最終処分場恒久対策工事を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第30号の審議(説明・質疑・討論・採決)

○議長 日程第6、議案第30号、財産の取得について、マイクロバス25人乗りを議題といたします。

説明を求めます。総務課長。

(総務課長、議案書により説明)

○議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

二瓶辰右エ門君。

○2番 このマイクロバスは、何に使うマイクロバスでしたっけ。

○議長 総務課長。

○総務課長 間方線のマイクロバスで、更新でございます。

○議長 二瓶辰右エ門君。

○2番 これは結局、どこのメーカーのバスになったんですか。いすゞだとか日野とか。

- 議長 総務課長。
- 総務課長 メーカー指名したものが三菱ふそう、日野、それからいすゞとありますけれども、入札、札を入れていましたものは三菱でございまして、会津総合開発株式会社におきましても、三菱の車両というふうに表示してございます。
- 議長 二瓶辰右エ門君。
- 2番 燃料は何ですか。
- 議長 総務課長。
- 総務課長 燃料におきましては、仕様書におきまして、ディーゼルまたはガソリンというふうにしてございます。指定はございませんが、ディーゼルだと考えております。
- 議長 二瓶辰右エ門君。
- 2番 当初予算のときに、聞かなくちゃならないなというふうに思っていたんですけれども、脱炭素社会、あるいは環境に優しいとか、いろんなことがあって。これ10年以上は乗るんでしょうから、これから10年たつとかなり電気自動車とハイブリッド車も含めて、要するに環境適応できるようなやつが大きく占める。脱炭素社会を目指す計画書を町民に全部アンケート調査しましたけれども、炭素の排出量からすると、一般家庭と運輸業が三島町においてはほぼ3分の1ぐらいずつのパーセントを占めている。運輸なんていう部門というのはほとんどなくて、ここのバスの輸送が運輸に入る大きな大本だと思うんですけども、そこで脱炭素化を考えたり議論したことはなかったんですか。
- 議長 総務課長。
- 総務課長 町で脱炭素の計画をつくってございますけれども、こちらの車両を購入するに当たってその仕様書を提案する中では、その脱炭素という部分については、そこまで配慮が及んでいなかったというところがございます。
- 議長 二瓶辰右エ門君。
- 2番 配慮が及んでいなかったということではなくて、庁内で発注する際にそういう意見は一言も出なかったんですか。
- 議長 総務課長。
- 総務課長 総務係のほうで、この内容等を起案しまして購入伺いをした中では、そういったところまで考えが及んでいなかったというところがございます。
- 議長 ほかに質疑ありませんか。
- 二瓶辰右エ門君。
- 2番 ぜひ、今回はもう終わってしまったことだから何とも致し方がないんですけれども、当然、それはテーマとして検討しなければならない事柄だと思いますよ。だから、やっぱり安易に今までどおりというような体質を、少しやっぱり考え直して、みんなで議論をして、どうするべし。電気自動車なんかしたら電気の充電がどうのこうのとか、いろんなことを考慮しながら、やっぱりこういったものは率先して町が進むべき道を示さなくちゃならない。行動によって示さなくちゃならないわけですから、そういう対応を、ぜひこれからお願いしたいと切に望むものであります。
- 議長 総務課長。

- 総務課長 今、議員ご指摘のとおり町で脱炭素を掲げてございますので、あらゆるそういった業務等々について、そういったものを検討材料に加えるということで進めさせていただきたいと考えております。
- 議長 ほかに質疑ありませんか。
(質疑なし)
- 議長 質疑なしと認めます。討論に入ります。
討論はありませんか。
(討論なし)
- 議長 討論を終わります。
これより、議案第30号、財産の取得について、マイクロバス25人乗りを採決いたします。
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。
(異議なし)
- 議長 ご異議なしと認めます。
よって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。
◎議案第31号の審議(説明・質疑・討論・採決)
- 議長 日程第7、議案第31号、財産の取得について、小型除雪車1.5メートル級ロータリー車を議題といたします。
説明を求めます。産業建設課長。
(産業建設課長、議案書により説明)
- 議長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
二瓶辰右エ門君。
- 2番 同じ、議案の説明資料ですけれども、これ3つ見比べると、課によって、要するに記載内容が違っているわけですよ。これは最低限、議会の説明に何を説明しなければならないかという意思統一ができていないということなんだろうと思うんですよ、役場執行部のほうで。例えば、落札率が入ってみたり、物品の概要が入ってみたり、それは物によって違うから物品の概要が入らなかったりするのかもしれないけれども、落札者というところも落札予定者と。落札者でいいんですよ、落札は落札者ですから。予定者となると、まだ落札されていないということですよ。そういう表現だったり、少なくとも議会に提出する資料については、何を知らせなければならないかということから項目立て、そして、その表現も統一してきちんとして当たらないとならないと思うんですが、いかがお思いますか。
- 議長 総務課長。
- 総務課長 議員ご指摘のとおりと考えますので、資料等の統一を図ってまいりたいと思っております。
- 議長 ほかに質疑ありませんか。
(質疑なし)
- 議長 質疑なしと認めます。討論に入ります。
討論ありませんか。

(討論なし)

○議長 討論を終わります。

これより、議案第31号、財産の取得について、小型除雪車1.5メートル級ロータリー車を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

◎閉会

○議長 以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

よって、令和4年第2回三島町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前10時41分)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

三島町議会議長

三島町議会署名議員

三島町議会署名議員